

令和3年度園務改善のためのICT化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、私立学校における園務を改善するため、ICT環境の整備を促進し、事務負担の軽減や教育の質の向上を図るための経費について、当該私立学校を設置する者に対し、予算の範囲内において、園務改善のためのICT化支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「私立学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する私立の幼稚園（学校法人立幼稚園に限る。）で、令和3年4月1日において現に存するものをいう。

(補助対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領（平成27年5月21日付け文部科学省初等中等教育局長裁定、令和3年4月1日一部改正）別紙5に定める園務改善のためのICT化支援事業とし、その内容は別表のとおりとする。

(補助対象期間)

第4 補助金の補助対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5 補助金の補助対象経費は、補助事業に要する経費とし、補助金の額は別表に定める算定基礎により算出した額以内とする。

(補助金の減額等)

第6 知事は、補助金を申請した者が、補助金の申請書等に不実の記載をしたとき、補助金の交付目的若しくは交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき等には、第5の規定により算出した補助金額の全部又は一部を減額することがある。

(交付の申請)

第7 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（別紙1）

(2) 交付申請年度の収支予算書（補正後最新のもの）

(3) その他知事が必要と認める書類

- 3 第1項の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第8 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた者が当該補助事業の内容を変更しようとするときには、別記様式第2号により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金交付決定額の変更を伴わない軽微な変更にあつてはこの限りではない。
- (2) 全ての県税に滞納がないこと。

(実績報告)

第9 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第3号によるものとし、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は令和4年4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績内訳書(別紙2)
- (2) 支出計算書(補助事業に係る収支が記載されたもの)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(決定の取消し等)

第11 知事は、補助金の交付決定を受けた者が第6の規定に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用することができる。

(補助金の返還)

第12 知事は、補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に

関し、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

第13 規則第21条ただし書き及び同条第2号の規定により知事が定める財産処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定めるところによるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年6月16日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

別表（要綱第3及び第4関係）

事業内容及び算定基礎

項目	1園当たりの 補助対象経費 (補助基準額)	補助率	取扱内容等
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の業務負担軽減のためのICT化に必要な経費 (指導要録等の書類作成, 園児の登降園管理, 保護者との連絡, 預かり保育, 幼児教育・保育の無償化に係る事務等の業務のICT化) ・ICTの活用による教育の質の向上を図るために必要な経費 (オンラインによる教員研修, 保育参観, 体験・交流活動の実施, 保育動画の配信等) <p>(購入費, 改修費, リース料, 保守費, 端末設置や通信環境整備にかかる工事費, 通信費等。なお, 園務改善に資するICT化に当たり, 最低限必要となるパソコン等の備品(システム導入に必須の附属品, 消耗品は除く)の購入費等も対象とするが, これらの費用については, システム導入に必要な経費の1/2以下とする。)</p>	1,000千円	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・園務改善のために導入する支援システムに搭載する機能は, 単に業務の簡略化を図るだけのものではなく, 幼稚園教諭や事務職員, 保護者等にとって, 必要な情報等が具体的に把握でき, 管理・共有しやすい仕組みとなっているなど, 教育の質の向上にも配慮されているものでなければならない。 ・ICT化に当たり必要となるパソコン等の備品は, 具体的な使用目的や必要性があり, 教育の質の向上に直接的に資するものでなければならない。 ・対象経費は申請年度にかかる経費とし, リース料等については, 単年度の契約とすること。(複数年契約をせざるを得ない場合については, 按分を行って当該申請年度に係る経費を算出するなど適切に対象経費を算出すること。) ・すでに導入しているシステムや端末等の保守費, リース料, 通信費等については対象とならない。 ・通信環境の整備については, 大規模な施設の改修工事を伴わないものとする。

様式第 1 号

令和 3 年度園務改善のための ICT 化支援補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)
法人所在地又は住所

法人名及び代表者名 印

令和 3 年度園務改善のための ICT 化支援補助金に係る事業を別紙事業計画書のとおり実施したので、補助金等交付規則第 3 条の規定により金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

(申請額内訳) (単位：円)

幼稚園名	申請金額
計	

(添付書類)

- 1 事業計画書 (別紙 1)
- 2 令和 3 年度収支予算書 (補正後最新のもの)
- 3 見積書の写し (原本証明したもの)
- 4 導入システムの概要が把握できるもの (パンフレット等)
- 5 導入システムの動作環境 (対応 OS 等) が確認できるもの

[担当者氏名：]
[電話番号：]
[FAX 番号：]
[メールアドレス：]

令和 3 年度園務改善のための ICT 化支援補助金交付申請書に係る事業計画書

【幼稚園名： 】

(単位：円)

補助対象経費				補助申請額
設備名	数量	単価	金額	
				/
上記のうち、システム導入に係る経費				/
上記のうち、当該システム導入のために必要な備品に係る経費				/
計				

【作成上の注意】

- (1) 一の設置者において、複数の学校に係る事業計画を有している場合には、学校ごとに別葉で作成すること。
- (2) 設備名には、名称及び規格を記載すること。
- (3) システム導入に当たりパソコン等の備品を購入するのは、購入しなければシステムを導入できない場合に限る。
- (4) システム導入に当たりパソコン等の備品を購入する場合は、現在幼稚園で使用している備品及び今回購入する備品の仕様（搭載 OS 等、導入システムの動作環境と比較できるもの）が確認できるもの（パンフレット等）を添付すること。
- (5) パソコン等の備品（システム導入に必須の附属品、消耗品は除く）の購入費（運搬費・調整費等の附帯経費は除く）は、システムの導入費の 1 / 2 以内とすること。

様式第 2 号

令和 3 年度園務改善のための ICT 化支援補助金に係る事業計画変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)

法人所在地又は住所

法人名及び代表者名

印

令和 年 月 日付け宮城県（私公）指令第 号で交付決定の通知のありました令和 3 年度園務改善のための ICT 化支援補助金に係る事業について、事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(添付書類)

[担当者氏名 :]
[電話番号 :]
[FAX 番号 :]
[メールアドレス :]

様式第3号

令和3年度園務改善のためのICT化支援補助金に係る事業実績報告書

第 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)

法人所在地又は住所

法人名及び代表者名

印

令和 年 月 日付け宮城県(私公)指令第 号で交付決定の通知のありました令和3年度園務改善のためのICT化支援補助金に係る事業について、別紙のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

(添付書類)

- 1 事業実績内訳書(別紙2)
- 2 支出計算書(本事業に係る収支が記載されているもの)
- 3 契約書, 納品書, 請求書及び領収書の写し(原本証明したもの)
- 4 納入状況が確認できる写真(開封して納入物が確認できる状態で日付を付記したもの)

[担当者氏名:]
[電話番号:]
[FAX番号:]
[メールアドレス:]

様式第 4 号

令和 3 年度園務改善のための ICT 化支援補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

第 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)
法人所在地又は住所

法人名及び代表者名 印

令和 年 月 日付け宮城県（私公）指令第 号で交付決定の通知のありました令和 3 年度園務改善のための ICT 化支援補助金に係る事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（県が補助金の額の確定通知書により通知した額）

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額（要補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付資料

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合が確認できる資料）を添付すること。